

## 大正～昭和初期の下津浦漁業組合の漁獲について―漁業調査史料を素材として

### はじめに

今回整理対象となった「下津浦漁業組合文書」については、来歴で解説されている通り、「下津浦漁業組合文書」のほか、「木新一郎家文書」「崎重蔵家文書」や他府県の資料群の文書混入が見られるなど、元々、採訪先を異にする複数の資料群から構成されていることが明らかになった。しかし、明治期の下津区の行政に関連する地域資料なども含まれているとはいえ、その中核となるのは、下津浦漁業組合の運営に関する諸史料であることには変化はないであろう。そして、同組合は来歴にもあるように変遷を経て、現在、和歌山県海南市漁業協同組合下津支所となっている。ただ今日の漁業は小規模なようである。

さて「下津浦漁業組合文書」は、上述のように漁業組合の運営関連史料が大半を占めており、大正から昭和の初期に至る頃の下津浦漁業組合については、それらの諸史料を用いて多くの知見を得られそうである。しかし、その一方で、同漁業組合の漁獲について知り得るような史料は、ほとんど残されていない。実際、本史料群には、漁獲データを掲載する統計類は、数点（「水産統計 昭和九年度」目録番号 16-41-5、「全国トノ比較 昭和八年」目録番号 16-41-6、「和歌山縣沿岸漁獲高統計 自大正十四年 至昭和九年 拾ヶ年」目録番号 16-41-7 など）収録されている程度である。しかも、それらは和歌山県などを集計単位としたもので、下津浦漁業組合個別のデータとはいえない。従って、史料群的性格として、漁獲データを大系的に得られるようなものではないということになる。

他方で本史料群には、漁獲等の照会に関する各種漁業調査史料が数点収録されている。勿論、この種の史料の残存状況も断片的であり、漁獲に関する経年変化を追跡できるようなものではない。しかし、そうした調査に対する下津浦漁業組合からの回答は、同組合の漁獲に関する固有データという側面もあり、その意味では、県など集計単位の大きな統計類における一次資料的性格を持つともいえよう。

そこで本稿では、現在の漁業協同組合の主要漁獲物であるシラスとイカナゴの推移に注意を払いつつ、「下津浦漁業組合文書」に収録される漁業調査関連史料を主対象とした検討を通じて、同組合における漁獲の推移を可能な限り確認・整理したい。

なお、本稿では筆写稿本収録文書を適宜取り上げる。筆写稿本は、第二次大戦後に実施された漁業制度資料調査保存事業の一環で収集された「漁業制度資料」のうち、近世から近代の全国の漁業・漁村の制度に関する古文書を筆写した資料で、現在、国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所図書資料館と神奈川大学日本常民文化研究所が副本を保管している。しかし、今回の現地調査では、収録文書について原本確認ができなかったことは予めお断りしておく。また筆写稿本と漁業制度資料調査保存事業に関する詳細については、来歴の解説をご覧ください。

## 大正3年

それでは、まず年代順に見ていきたい。「下津浦漁業組合文書」の中で、漁獲について知り得る最古の調査史料としては、大正3年のタイ（鯛）漁業調査に関する文書が挙げられる。それは5月11日付「和水第二一六号 照會（鯛漁業調査につき）」（目録番号 2-63-1）で、一昨年（大正元年）から本年（同3年）までの鯛産数、本年（大正3年）の初漁・盛漁・終漁の時期、漁場（岸辺から何里の沖か）及び、漁具に関する水産試験場からの照会である。

その回報は、5月15日付「回報書（鯛漁業調査につき）」（目録番号 2-63-3）で、鯛産数として、大正元年500円、大正2年580円、大正3年260円、また、本年の初漁は3月12日で、終漁は11月、盛期は4～5月とあるほか、漁場については、岸辺から一里ないし二里半（約4～10キロメートル）沖、漁具は鯛五智網（磯五智）と記されている。このうち、鯛産数に関する3年分の金額は、特に記載があるわけではなく、推測の域を出るものではないが、下津浦漁業組合が具体的な照会年の産数に関するデータを持ち合わせず、代わりに措置として各年の漁獲高をもって回答したものと思われる。そして、その数値を見る限り、大正3年は、他の年の半額程度であることには注目できよう。

なお、タイ（鯛）漁業関連の諸史料に関しては、改めて後述したいが、本件からすると、大正の初め頃、タイ（鯛）は下津浦漁業組合の主な漁獲物のひとつであったことがうかがえる。

## 大正4年

次いで、掲げられるのが大正5年8月2日付「勸第七一三号 瀬戸内海漁業調査ノ件」（目録番号 2-166-2）である。本文書は、海草郡役所からの照会で、瀬戸内海に係る府県が協議の上、実施が決定した連合調査に関するものである。そして、調書様式によると、調査項目は、漁業種類・漁具数・漁戸数・漁場・漁期・主要漁獲物・一ヶ年漁獲高となっており、漁戸数は、さらに専業・兼業、及び男女別の員数といった細目がある。また、同書の備考によると、本表の数値は、瀬戸内海における漁業に限定するもので、漁戸数や漁具数、漁期などについての算出・記載方法は細かく決められており、記載上の注意喚起がなされている。

これに関する回答と思われるのが、「瀬戸内海漁業調査（大正四年十二月現在）」（目録番号 2-166-1）である。同書は、作成年月日を欠いているものの、綴じ順や回答内容、さらに標題に「下津」の表記があることからして、上記照会の回報に相当する一覧表であると見てよい。そして、この一覧表は、照会内容に対する回答として、詳細な数値を掲載している。このうち漁獲関連事項に焦点を当てて、データを抽出すると以下ようになるが、これによると、イワシ（鯷）の漁獲高が半数以上を占めていることは注目できよう。

漁業種類	漁場	主要漁獲物	漁期	一ヶ年漁獲高（円）
鱈地曳網	下津湾	鱈	周年	2,850
鱈船曳網	下津湾	鱈	周年	2,050
鱈巾着網	下津湾及同湾沖合	鱈	3月～11月	500
中高網	下津港及椒・大崎浦沖合	ボラ、イナ	10月～4月	675
縛網	三郡共同漁場	鰯・鱈	4月～10月	520
魚+原刺網	下津湾及椒・大崎浦沖合	ツナシ、コノシロ	9月～4月	485
飼付	下津湾内	ボラ、イナ	11月～2月	950
鰾漕網	下津湾沖合	鰾	5月～8月	200
釣漁業	下津湾及椒・大崎浦沖合	雑魚	周年	300

※イナ=ボラの幼魚、ツナシ=コノシロの幼魚

ところで、表中にある「魚+原」についてであるが、「下津浦漁業組合文書」には、他に「魚+原」刺網廃業及び売買関連史料（目録番号 2-24、2-25、2-133、2-169）がある。また相関関係は不明確だが、『下津町史』通史編には、刺網漁業の説明において「昔この界隈の各浦でよく使用された「きばら」刺網は浮刺網であり、現在も使用されている「このしろ」刺網は巻刺網である」との記述がある。さらに「筆写稿本」収録の昭和3年「下津浦漁業組合臨時総会決議録謄本」には「<sup>このしろ</sup>鱈巻網漁業」の漁獲物が「鱈、はら」と見え、昭和15年「指令」には「このしろ繰網（方言ハラ網）漁業」の漁獲物として「いな、このしろ」とある。

これらのことや使用される漢字から、「魚+原」とは、「ハラ」が「ボラ」に転じて、「イナ」同様、「ボラ」の異称とする見方ができるかもしれない。実際、ボラの呼称には、魚形が類似する中国の「角笛」を意味する胡語（ハラ）からの転訛とする説もあるという。しかし、渋沢敬三『魚名集覧』や、音韻や発音、あるいは部分名称などの観点から、この文字は特定に至らなかった。また、上表において別の漁業種類の漁獲物に「ボラ」「イナ」がありながら、「魚+原」刺網の漁獲物に「ボラ」が含まれない点は注意しておきたい。

### 大正 12～昭和 2 年

次は大正後期から昭和の初めにかけての漁獲高データについてである。昭和 3 年 9 月 30 日付「専用漁業権存続期間更新申請書」（「筆写稿本」収録）の添付書類である「専用漁業権利用行使状況調書」（年ごとの漁獲高を収録）と「漁業組合概況調書」の最近五ヶ年間総漁獲高金各年別表（年ごとの総漁獲高を記す）には、大正 12 年～昭和 2 年までの漁獲高に関して、次のようにある。

単位（円）

	大正 12 年	大正 13 年	大正 14 年	大正 15 年	昭和 2 年
中高網漁業	4,250	6,350	4,325	1,800	1,925
白魚四手網漁業	150	120	86	105	93
龍蝦刺網漁業	120	135	163	85	69
総漁獲高	42,500	37,004	46,000	76,000	38,750

ここに掲出された 3 つの漁業種類は、明治 43 年 3 月 10 日付「専用漁業免許状」（「筆写稿本」収録）にあるものと合致するが、それら 3 種の漁業種類の年ごとの合計と総漁獲高には相当の開きがある。これは前記の大正 4 年のデータなどを参考にすれば、ここには掲出されていないが、地曳網や船曳網などによるイワシ漁や、その他の漁業種類による漁獲高の方が大きな割合を占めていたためと推測できる。

明治 43 年 3 月 10 日付「専用漁業免許状」より

漁業種類及名称	漁獲物の種類	漁業時期
中高網漁業	鯿、鯰	11 月 1 日より翌年 3 月 21 日
白魚四手網漁業	白魚	1 月 1 日より 5 月 21 日
龍蝦刺網漁業	龍蝦	1 月 1 日より 12 月 31 日

## 昭和 11 年

以下は、昭和の戦前期におけるものとなる。そのうち、まず昭和 12 年 5 月 26 日付「和水試第七五〇号 地曳網船曳網漁業漁獲高照會之件」（目録番号 16-96-2）は、昭和 11 年 1 月 1 日より 12 月 31 日における地曳網及び、船曳網の総数と漁獲高に関する和歌山県水産試験場からの照会で、同年 6 月 5 日付「下漁第六五号 報告書（地曳網船曳網漁獲高照会につき）」（目録番号 16-96-1）において、下津浦漁業協同組合は、地曳網総数 6、漁獲高 25,000 円、底引網総数 5、漁獲高 15,000 円と回答している。

ちなみに昭和 11 年は、国内のイワシの漁獲量が統計史上最高を記録した年とされている（163 万トン、総漁獲量の 38%）。そして、大正 4 年の回答などを参考にすると、上記の漁獲高の多くはイワシのものであったことが推察される。

なお、これと同じ頃の照会として、昭和 11 年中の動力船・和船別による底魚一本釣延縄漁船の船数と漁獲高、漁期などに関する和歌山県水産試験場よりの依頼（5 月 14 日付「和水試第二五〇号 底魚漁業ニ関スル件」目録番号 16-95-2）があり、これに対しては「本村ニハ該當事業無之」と底魚漁業は行っていない旨の回答をしている（5 月 22 日付「回答書（和水試第 250 号照会の件につき）」目録番号 16-95-1）。

## 昭和 12 年～14 年

次に水産部長よりの照会である昭和 15 年 11 月 1 日付「水試外 漁港々勢概要照會ノ件」（目録番号 17-8-3）の回報である「下津浦港勢概要」（目録番号 17-8-2）には、漁獲高・漁獲物、漁場などについての記述がある。そして、漁獲に関しては「(二) 漁業種別及漁獲高並漁獲物」に、昭和 12 年から 14 年の 3 か年分について以下のようにある。ここでは、主な漁獲物がイワシ（鯷）であることと、漁獲高年額における昭和 14 年の飛躍的な伸びに注目できよう。

	魚種の種別	主な漁獲物	漁獲高年額
昭和 12 年	鯷、鯖、鯉魚、 <b>魚+聿</b> 、鯛、イカ等	鯷	25,000 円
昭和 13 年	鯷、鯖、鯉魚、 <b>魚+聿</b> 、鯛、イカ等	鯷	36,500 円
昭和 14 年	鯷、鯖、鯉魚、 <b>魚+聿</b> 、鯛、イカ等	鯷	143,350 円

なお、**[魚+聿]** について、渋沢敬三『魚名集覧』第二部の漢字魚名表には「サケ・シヤケ」とある。また、後述する「様式 管内郡市別漁獲状況調査表（調書

様式)」(目録番号 17-48-4)には、サケ(鮭)に関する漁獲量の記載が見えることから、この【魚+事】もサケ(鮭)であると思われる。

## 昭和 15 年

昭和 15 年中に関する調査は 2 件が確認できる。

### 1. 瀬戸内海漁業調査

そのうちまず、昭和 15 年 12 月 23 日付「水第三五六七号 瀬戸内海漁業調査ニ関スル件」(目録番号 17-33-2)は、和歌山県経済部長からの依頼で、その内容は、昭和 15 年中の組合員による瀬戸内海の区域内(紀伊日ノ崎燈台より阿波国伊島及び前島を経て浦生田岬に至る直線以北の内海)における漁業種類の集計調査である。そして、回答に当たっては、漁獲高の欄には、その漁業全部の集計見込金額を、また、主な漁獲物種類欄には漁獲物名称のほか、見込数量を貫匁で示すなど記入方法が詳細に決められている。さらに同書よると、この調査は毎年行われるものであり、本件では昭和 15 年分につき、調査用紙一葉を提出し、もう一葉は組合の控えとするよう指示がある。

上記回答が「瀬戸内海漁業調 昭和 15 年度分」(目録番号 17-33-3)で、活版印刷の調書様式にペンで回答事項が書き込まれている。この調書には、昭和 15 年度(自 1 月至 12 月)分、「調査組合名 無限責任 下津浦漁業協同組合」とあり、以下、漁業種類・業体数(統)・漁獲高(円)・主な漁獲物の種類の 4 項目から成る一覧表となっている。そして、下津浦漁業協同組合からの回答としては「罾網 2 統、漁獲高 8,000 円、主な漁獲物に鯖 1500 貫・サハラ 800 貫・鯛 600 貫・鯉魚 300 貫」とあるのみで、それ以外の漁業種類に関しては「ナシ」と記されている。その内訳は次の通りである。「いわし地曳網」、「前記以外ノ地曳網(地漕網ヲ含ム)」、「いわし船曳網」、「前記以外ノ船曳網(船曳葛網ヲ含ム)」、「揚繰網(巾著網ヲ含ム)」、「繰網」、「縛網」、「こまし網」、「柝網(壺網ヲ含ム)」(これには「水深十尋未満ノ場所ニ敷設セルモノ」と「水深十尋以上ノ場所ニ敷設セルモノ」があり)、「敷網(各種敷網ヲ一括但シ四ツ手網ヲ除ク)」、「二艘五智網」、「一艘五智網」、「掛縄漕」、「文鎮漕」、「打瀬網」(これには「肩幅 2.5 メートル未満ノ漁船ニ依ルモノ」と「肩幅 2.5 メートル以上ノ漁船ニ依ルモノ」があり)、「漕網(各種漕網ヲ一括)」、「桁網(各種桁網ヲ一括)」、「手繰網(各種手繰網ヲ一括)」、「さはら流網」、「前記以外ノ流網」、「建網(各種建網ヲ一括)」、「抄網(各種抄網ヲ一括)」、「たこ壺」、「いひだこ壺」、「筌(各種筌ヲ一括)」、「たひ延縄」、「前記以外ノ延縄」、「たひ一本釣」、「前記以外ノ一本釣」、「撒餌釣(各種撒餌釣ヲ一括)」、「曳網(各種曳網ヲ一括)」。

なお、本書は上記照会に記載された指示からすると、組合控の一葉である可能性が高い。また、本調査において、「いわし地曳網」「いわし船曳網」などイワシ漁業に関して「ナシ」としている回答状況は注目される。

## 2. 管内漁獲状況調査

昭和 15 年分のもうひとつの事例は、昭和 16 年度の軍用食品整備に関連する文書中に含まれる。すなわち、昭和 16 年 2 月 11 日付「水号外 管内漁獲状況調査ニ関スル件」（目録番号 17-48-3）は、和歌山県経済部長からの照会で、昭和 15 年度における漁獲状況を別紙の様式に従って記載し、3 月 15 日までに県庁に到着するよう依頼した文書である。また、「記載上の注意（管内郡市別漁獲状況調査表につき）」（目録番号 17-48-5）には、本表には昭和 15 年度中全管内沿岸における漁獲（数量が判然しない物は概定数量）状況を都市別に調査し、季節による各月別の数量を区分掲記するよう指示がある。

そして、ガリ版による別紙の「様式 管内郡市別漁獲状況調査表（調書様式）」（目録番号 17-48-4）には、鯉の 4～6 月と鯪の 4～9 月欄にそれぞれ「\」が付されているほか、以下のような下書きと思われる数値が記載されている。また欄外に「20,000」「65,226」などの数字の書き込みも見られるが意味は不明である。なお、数値について本書には「単位千疋トス」とある。

単位（1,000 トン）

	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
鯖	250	400	500	100	100	750	800	800	700			
鮭											200	400
鱒	750	800	900	800	400	250	100					

ところで、回答書が作成された昭和 16 年は、国内のサケ・マス類の漁獲量が統計史上最高の数量（369,000 トン）を記録した年とされており、ここに示した昭和 15 年の数値にも、精査を要するが、そうした時期的状況を読み取ることができるのかもしれない。また、上述のように「下津浦港勢概要」（目録番号 17-8-2）には、**【魚+隼】** の記載があったが、この調査表の記載は **【魚+隼】** が、サケ（鮭）であることを裏づけるものとなるのではなかろうか。

さて、上記の調査回答である 3 月 3 日付「下漁第三一〇號 管内漁獲状況調査ニ関スル件」（目録番号 17-48-6）には、「昭和十六年三月三日調」とあり、記載内容は、以下のように先の調書様式にある数値等とは異なっている。その理由は不明であるが、ひとつの可能性として、上記の「記載上の注意（管内郡市別漁獲状況調査表につき）」に、本表の魚種は「罐詰原料トシテ概不記載ノ範囲ニ於テ調査スルモノトス、但シ其他ノ魚類ハ佃煮ニ適スル小魚ヲ撰定シ時期別ニ掲記スルコト」とあり、サケ（鮭）やマス（鱒）が、この調査対象に該当しない魚種であったためと推察される。

単位（1,000 トン）

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
鯖					30	32	15					
鰯	9	14	15	17	21	23	35	31	37	28	17	12

ここからはイワシ（鰯）は通年で漁獲があったことなどが確認できる。また、サバ（鯖）の数値が、両文書間で大きく異なるのは、「記載上の注意」にある対象に即した数値であったためであろう。従って、ここに掲出された数値は、昭和 15 年の下津浦漁業協同組合におけるサバ（鯖）とイワシ（鰯）の総漁獲高というわけではないことになろう。なお、この調査の趣旨からすると、上記の回答結果は、昭和 15 年度における海草郡のデータの一部として集計されたものと思われる。

それでは次に、2つの魚種及び藻類・貝類に関する事例を見てみたい。

### イワシ（鰯・鰯）

「下津浦漁業組合文書」には、イワシ（鰯・鰯）関連史料も散見する。ただイワシについては、タイ（鯛）のように特定魚種としての調査例は残されておらず、漁獲に関しても各種漁業調査において、断片的に知ることができるに留まる。しかし、既述の調査回答が示すように下津浦漁業組合にあって、イワシは主要漁獲物であったことは随所でうかがえる。

なお、漁業調査や漁獲に関するものではないが、本史料群には、やや纏まったイワシ漁関連史料として、大正 5 年 12 月の鰯網廃業や売買に関する史料（目録番号 2-133、目録番号 2-169-1、目録番号 2-169-3）がある。また、出荷容器の大きさと輸送、及びその他の関連事項についての照会である「商水第三、〇二九号鮮魚出荷調査ニ関スル件」（目録番号 16-97-2）の回報（「下漁第三七号 回報書（商水第 3029 号照会の件につき）」目録番号 16-97-1）には、「本組合ノ漁獲物ハ概ネ煮方鰯ニシテ随而鮮魚トシテハ魚商人ナク偶ニ漁獲物アル場合ハ殆ド和歌浦ニテ売却スルヲ以テ一定ノ容器及ビ出荷ナシ」とあり、下津浦漁業組合の漁獲物である「鰯」は、大体が煮加工され、鮮魚としてはほとんど扱われることはなかったことが分かる。

その他、筆写稿本には、昭和初期の鰯地曳網、鰯船曳網などの特別漁業権免許や免許更新関係書類があり、漁場図なども添付されている。それによると、イワシの漁場は、地曳網、船曳網ともに概ね下津近隣の沿岸であったようである。参考までに、記されている漁場の位置についてのみ記しておく。



<p>鰻船曳網</p>	<p>和歌山県海草郡椒村大字椒地ノ先ハラミ地先  和歌山県海草郡椒村大字椒、沖ノ島「ドンチ」「コガミ」地先  和歌山県海草郡大崎村大字方カシワ  和歌山県海草郡浜中村下津水谷  和歌山県海草郡浜中村下津大谷  和歌山県海草郡浜中村下津手島</p>
<p>鰻地曳網</p>	<p>和歌山県海草郡浜中村下津タヽリ磯  和歌山県海草郡浜中村下津浦島網代  和歌山県海草郡浜中村大字下津字高洲  和歌山県海草郡大崎村大字方中網代  和歌山県海草郡大崎村大字方中横網代  和歌山県海草郡大崎村大字方白浜</p>

## タイ（鯛）

「下津浦漁業組合文書」の中で、特定魚種を対象とした調査としては、タイ（鯛）関連が多様性に富んでいる。このうち、大正3年の鯛漁業調査については上述の通りである。また、点数が多いものとして、昭和2年～11年の回遊（遊）・標識放流調査（目録番号 1-13、1-44、1-60、16-55-1、16-55-2、16-70、18-53）があるが、それらは、いずれも依頼書（照会）のみで回報を欠いている。

一方、他の調査としては、大正4年10月2日付「和水第貳九壹号ノ一 照會（鯛漁業調査につき）」（目録番号 2-121-1）がある。これは水産試験場よりの照会で、依頼文に加え、鯛漁業の種類（網・延縄・釣漁）、漁期、漁場の水深並びに底質、餌漁の餌料種類と時期の項目から成る調書様式が付記されている。この回報が同年11月10日付「下漁第一一八号（鯛漁業に関する件につき回報）」（目録番号 2-121-2）で、下津浦漁業組合における鯛漁業では、五智網と釣漁が行われ、漁期は、五智網が3～5月、釣漁は9～11月とある。また、漁場と水深については、五智網が磯場で10～15尋（18～27メートル）、釣漁は岩場で10～20尋（18～36メートル）であるとする（1尋＝約1.8メートル）。

ちなみに大正4～5年は、水産講習所が瀬戸内海において「鯛漁場調査」を実施した年であるとされる。

なお、タイ（鯛）漁業について、本史料群には、大正2年1月の下津浦漁業組合員・外瀬三之助による「廃業届（鯛網業につき）」（目録番号2-28-1）や、同年5月の下津浦漁業組合員による椒浜地先線内における鯛ゴチ網（五智網）の操業禁止を求める椒浜漁業組合からの葉書（「鯛ゴチ網地先漁場侵入禁止につき通知」目録番号2-30）が収録されている。このことから、大正初期において下津浦漁業組合では、タイ（鯛）漁業も、ある程度盛んであったことがうかがわれよう。

## 介藻類

昭和12年10月13日付「和水試第四四六号 介藻類産額調査ノ之件」（目録番号16-107-1）は、和歌山県水産試験場からの照会である。付属する調書様式には、昭和9年から11年までの年度別産額として数量・価額欄が設けられ、種別には、フノリ・ワカメ・アマノリ・ヒジキ・クロメ・イセエビ・アハビ・カキ・ハマグリ・アサリが掲出されている。また、欄外の但し書きには「昭和十一年度ハ単価ヲ願上候」とある。

この回答が同年10月18日付「下漁第六二号 回答書（和水試第四四六号を以て照会の件につき）」（目録番号16-107-2）で、「本組合ニ於テハ該當事項無之」「追テ ワカメ、アマノリ、ヒジキは少量の産額有之候も事業トシテ為スモノ無之候付申添候」とあり、ワカメ、アマノリ、ヒジキは僅かながら産額があるものの、基本的に介藻類の産額はなく、これを事業とする者は不在としている。

## 貝類（栄螺・貝殻）

「下津浦漁業組合文書」には、貝類についての調査も若干見られる。そのひとつは栄螺についてである。昭和6年5月22日付「和水第二八九号 蝶螺ニ関スル件」（目録番号18-81-1）は、生物地理学上の参考資料とする目的で、和歌山県水産試験場によって実施された栄螺の漁獲調査である。その照会事項は、種類（針刺の有無）とその割合、漁獲数量（貫単位）、単価（平均価格壱貫匁に付いての金額）となっている。

この回答が昭和6年5月30日付「蝶螺ニ関スル件回答」（目録番号18-81-2）で、種類と割合については「針（刺）あり」と「針なし」が2：8の比率、漁獲量と単価は、それぞれ「年漁獲高 至テ少数ノ為メ採取者ナシ」、「採取者ナキヲ以テ随テ売買等ナシ」とあり、年間漁獲高は少なく、採取者が不在のため売買等は行われていないとする。

また、いまひとつの事例は、貝殻に関する調査である。昭和11年5月29日付「商水第二、四九五号 貝殻蒐集方依頼ニ関スル件」（目録番号16-54-1）は、和歌山県経済部長よりの照会である。本件では、現在の漁村経済更生上、副業奨励の参考とするため、貝殻名・一ヶ年採取見込高・価格などと併せて、貝殻一種に

つき二個づつのサンプル送付を依頼している。さらに追書きには、貝殻について篤学な調査研究者の住所・氏名の付記依頼も見える。これに対する回報は昭和 11 年 6 月 5 日付「下漁第三四号 回報書（商水第 2495 号照会の件につき）」（目録番号 16-54-2）であるが、「本組合地区内ニハ該當ノ事項無之」としている。

## おわりに

今回検討対象とした各種漁業調査史料からは、数年の漁獲高を抽出できた一方で、漁獲量については、ほとんど引き出せなかった。また現在の海南市漁業協同組合下津支所の主要漁獲物であるシラスとイカナゴの推移には注意を払ってみたが、思うようなデータを得ることはできなかった。しかし、このことはそれらの漁業の継続性を否定するものではなく、本稿が限られた史料を対象とした検討であったことに由来するものあろう。実際、断片的ではあるものの、大正から昭和初期にあっても、下津浦漁業組合においてはイワシ（鰯）が主要な漁獲物のひとつであったことは、ある程度確認できたと思われる。また、大正初期にはタイ（鯛）漁業も盛んであったことがうかがえた。

いろいろな制約もあり、数値の変化要因や地域的な特徴については、取り上げることはできなかったが、漁獲を含めた下津浦漁業組合の歴史や地域性は、より多角的な検討によって明らかにされうるものであろう。以上、残された課題は多岐に亘り、甚だ雑駁なものとなったが、最後にまとめとして、検討結果に関する一覧表を付すことで、結論に代えたい。

（文責 織田洋行）

参考文献（編年順）

藤木喜久馬「古文書と魚名」（日本常民文化研究所編『日本水産史』）、角川書店、昭和 32（1957）

渋沢敬三『日本魚名集覧』第一部～第三部（日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』第 3 巻 水産篇（2））、三一書房、昭和 48（1973）

下津町史編集委員会編『下津町史』史料編・上、昭和 49（1974）

下津町史編集委員会編『下津町史』史料編・下、昭和 49（1974）

下津町史編集委員会編『下津町史』通史編、昭和 51（1976）

下津町史編集委員会編『下津町史年表』、昭和 52（1977）

松本巖編『解説 日本近代漁業年表（戦前編）』、水産社、昭和 52（1977）

片山房吉『大日本水産史』有朋書房、昭和 58（1983）

網野善彦ほか編『渋沢敬三著作集』第 2 巻 日本魚名の研究 日本釣技術史小考、平凡社、平成 4（1992）

中野広『近代日本の海洋調査のあゆみと水産振興』、恒星社厚生閣、平成 23（2011）

